

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 8月14日
【会社名】	株式会社あかつき本社
【英訳名】	Akatsuki Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島根 秀明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小舟町 8番 1号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小舟町 8番 1号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員社長室長 川中 雅浩
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 （注） 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となります。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,296,675,100円 （注） 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成30年 6月15日現在の当社の発行済株式総数を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年6月15日に提出いたしました有価証券届出書、平成30年6月28日及び平成30年7月5日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書について、平成30年8月14日に四半期報告書を提出したことに伴い、当該有価証券届出書「第三部 追完情報」及び「第四部 組込情報」の一部に訂正すべき事項が生じました。これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

1. 資本金の増減
2. 事業等のリスク
3. 臨時報告書の提出

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

（訂正前）

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第68期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成30年6月28日提出）、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年7月5日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成30年6月28日～平成30年7月5日（注）	5,005	22,978,942	451	4,560,463	451	1,692,137

（注）1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当社は、有価証券報告書（第68期）を平成30年6月28日に提出しておりますが、当該有価証券報告書において、発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成30年6月1日から当該有価証券報告書提出日（平成30年6月28日）までの間に生じた新株予約権による変動は含まれていないことから、上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成30年6月1日より発生した内容を記載しております。

（訂正後）

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第68期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況

1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成30年6月28日提出）、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年8月14日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成30年6月28日～平成30年8月14日（注）	71,400	23,045,337	9,623	4,569,635	9,623	1,701,308

（注）1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 当社は、有価証券報告書（第68期）を平成30年6月28日に提出しておりますが、当該有価証券報告書において、発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成30年6月1日から当該有価証券報告書提出日（平成30年6月28日）までの間に生じた新株予約権による変動は含まれていないことから、上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額及び資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、平成30年6月1日より発生した内容を記載しております。

2. 事業等のリスク

（訂正前）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第68期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年7月5日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年7月5日）現在において変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

（訂正後）

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第68期）及び四半期報告書（第69期第1四半期）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年8月14日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年8月14日）現在において変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

3. 臨時報告書の提出

(訂正前)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第68期）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年7月5日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成30年6月28日提出の臨時報告書）

<省略>

(訂正後)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第68期）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年8月14日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成30年6月28日提出の臨時報告書）

<省略>

第四部【組込情報】

(訂正前)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第68期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月28日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

(訂正後)

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第68期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第69期第1四半期)	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	平成30年8月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

以上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月14日

株式会社あかつき本社

取締役会 御中

海南監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 斎藤 勝 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社あかつき本社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社あかつき本社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。